

災害時の情報伝達手段となる防災行政無線の整備方針（案）について

【はじめに】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、笠間市が甚大な被害を受けた教訓を踏まえ、風水害、地震災害、原子力災害への対応を図るため、早急な防災基盤の整備が求められている。

また、昨年10月に開催した防災会議においても、大規模災害に伴う地域防災計画の見直しの視点を情報伝達の拡充としている。

災害への対応は、情報が大きな鍵で、市民が日常から災害の情報を、容易に入手できる環境が必要になっている。

【検討経過】

市民への情報伝達手段は、無線系と有線系の2つの方法に区分することができ、それぞれのシステムやネットワークにより、情報伝達の形態が異なって確立している。

有線系は接続されている線が切断されるなどの物理的な障害や通信の規制を受けるため、災害に対し脆弱な面がある。一方、無線系は、電源など必要な対策を講じておけば、災害時における有効性は極めて高い。特に、防災行政無線については、過去の災害においても、その重要性が実証されている。

以上のことから、災害時等の非常時における市民への情報伝達手段は、防災行政無線を軸に整備を行う。また、その整備方針は以下のとおりとする。

【整備方針】

防災行政無線の整備方針

1. 市内全域一斉に情報伝達が可能となるよう、防災行政無線の周波数を統合する。
1. 全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動起動が行えるようデジタル化を図る。
1. 非常用電源を本庁舎に確保し、情報伝達が制限されることのないようにする。
1. 様々な伝達手段を多層的に利用する必要があることから、新たな伝達手段についても検討していく。